

選挙

町長選挙および町議会議員補欠選挙

任期満了による猪苗代町長選挙と猪苗代町議会議員補欠選挙が、左記のとおり執行されるにあたり、立候補予定者等説明会を開催します。

▼選挙名
猪苗代町長選挙及び猪苗代町議会議員補欠選挙

▼選挙期日 4月24日(日)

▼告示日 4月19日(火)

▼立候補予定者等説明会

○日時 3月24日(木)

町長選挙 午前10時

町議補選 午後1時30分

○場所 猪苗代町役場「正庁」

○出席人数など

立候補予定者もしくは、その代理人3人以内

県議会議員一般選挙は4月10日執行

▼選挙期日 4月10日(日)

▼告示日 4月1日(金)

▼問い合わせ先

町選挙管理委員会

☎(62) 2111

そのほか詳しい内容については、「広報猪苗代3月号」と一緒に配布されたパンフレットをご覧ください。

▼保険料

1人1口480円(1年分) 2口まで加入できます。

※中途加入の場合は月割40円になります。

※お支払いいただいた保険料は、返還できませんのでご注意ください。

▼保険期間 23年4月1日から

24年3月31日まで

▼受付開始 3月14日から

▼申し込み・問い合わせ先

粗大ごみの搬入受付方法が変わります

4月から粗大ごみ搬入受付方法が変わります。

○新しい搬入受付方法

1) 旧衛生センターに粗大ごみを持ち込む人は、事前に「粗大ごみ搬入受付票」に必要事項を記入の上、搬入時に係員に提出してください。

2) 提出の際、本人確認のため運転免許証など(本人確認ができるもの)の提示をお願いします。

3) 他の人に運搬を依頼する場合は、ごみ排出者本人が同乗するか、同乗できない場合は搬入受付票に依頼者(排出者)の氏名、住所、電話番号を必ず記入してください。

○受け入れ制限

タイヤ、タイヤホイールの受け入れはできなくなります。販売店や廃棄物収集運搬業者に引き取りを依頼(有料)するか、自分でホイールを外した後、会津広域市町村圏整備組合環境センターにタイヤだけを直接持ち込む(町の証明書があれば無料)こともできます。外したホイールは廃品回収業者などに引き取ってもらうこともできます。

○実施時期

4月10日の粗大ごみ受け入れ日から

※詳細は広報猪苗代1月号や区長経由の文書などでお知らせしましたが、町ホームページでも確認できます。ご不明の点がありましたら、町民生活課に問い合わせてください。

●問い合わせ先 町民生活課 ☎(62) 2114

募集

「もしも」の交通事故に安心の備えを



23年度町民交通傷害保険の加入申し込み受け付けを始めます。町に住民登録をしている人(または外国人登録をしている人)なら、誰でも加入できます。加入を希望する人は、申込書に必要事項を記入の上、保険料を添えて町民生活課に申し込んでください。

加入の際には、他保険の加入状況についての告知義務があります。告知事項について、事実を記入しなかった場合や事実と違うことを記入した場合は、契約を解除することがあります。支払いできないことがあります。

掲示板

町民生活課 町民生活業務

☎(62) 2114

告示

- ・第8号「延滞金督促状の公示送達について」
- ・(税務課収納業務)
- ・第9号「国民健康保険被保険者証無効告示」
- ・(町民生活課国保年金業務)
- ・第10号「不動産等の最高価申

高遠町の「保科正之公生誕400年祭」に参加するツアー、参加者募集!

ことは、会津藩祖保科正之公の生誕400年に当たる記念の年です。それを記念し、正之公が幼少青年期を過ごした高遠町(長野県伊那市)で開催される、生誕400年記念式典と記念行事に参加するツアーを企画しました。

史跡めぐりや高遠町民との交流会なども実施し、正之公や高遠町についての理解を深めます。

●開催日 4月29日(金)、30日(土)

●開催場所 長野県伊那市高遠町

●出発時間・場所 午前4時30分

学びいな出発
(午前11時からの式典に参加)

●交通手段 マイクロバス

●受付開始日 3月15日(火)

●定員 25人 ※先着順、定員になり次第締め切り

●参加費 17,000円

●申込方法 学びいなにある申込用紙に住所、氏名、生年月日と電話番号を記入してファクスもしくは直接窓口へ申し込んでください。後日発送される決定通知により参加費を納入してもらいます。

●申し込み先 学びいな(町体験交流館)

☎(72) 0180 FAX(62) 5350

●問い合わせ先 保科正之公生誕400年記念事業実行委員会事務局 鈴木清孝

☎080(3146)7130

【行程】

- 1日目 学びいな(4:30)ー伊那ICー高遠町(10:30~15:30「400年祭式典、記念行事参加」)ー羽広荘(16:30)夜交流会
- 2日目 羽広荘(8:00)ー高遠町(9:00~12:00「保科正之公ゆかりの史跡、観光地めぐり」)ー杖突峠経由ー諏訪大社参拝ー諏訪ICー猪苗代着(21:00)

込者決定通知書の公示送達について」(税務課収納業務)

・第11号「繰上徴収通知書の公示送達について」

・(税務課収納業務)

・第12号「配当計算書の公示送達について」

・(税務課収納業務)

・第13号「いなわしろ地産地消推進店認定要領」

・(農林課農林業務)

・第14号「猪苗代町指定給水装置工事業者の指定について」

・(上下水道課水道施設業務)

・第15号「公売通知書の公示送達について」

・(農林課農林業務)

・(建設課都市整備業務)

・第2号「猪苗代町都市公園の供用区域変更公告」

・(建設課都市整備業務)

・第3号「農用地利用集積計画について」

・(農業委員会農地業務)

・第4号「インターネット公売による不動産等の最高価申込者決定公告(第8号)」

・(税務課収納業務)

・第5号「インターネット公売の公告について(第9号)」

・(税務課収納業務)

・第6号「農用地利用集積計画について」

・(農業委員会農地業務)

※告示・公告された内容については、役場前掲示板をご覧ください。それぞれ担当課にお問い合わせください。

公告

- ・(税務課収納業務)
- ・第16号「配当計算書の公示送達について」
- ・(税務課収納業務)
- ・第17号「平成23年第2回猪苗代町議会招集」
- ・(総務課行政管理局)
- ・第18号「債権差押通知書の公示送達について」
- ・(税務課収納業務)
- ・(税務課収納業務)
- ・第2号「猪苗代町都市公園の供用区域変更公告」
- ・(建設課都市整備業務)
- ・第3号「農用地利用集積計画について」
- ・(農業委員会農地業務)
- ・第4号「インターネット公売による不動産等の最高価申込者決定公告(第8号)」
- ・(税務課収納業務)
- ・第5号「インターネット公売の公告について(第9号)」
- ・(税務課収納業務)
- ・第6号「農用地利用集積計画について」
- ・(農業委員会農地業務)

農業

免税軽油を使用する農家の皆さんへ

23年度軽油引取税免税証(農業用)の交付申請を3月下旬から受け付けます。希望する人は、農作業を始める前に所定の手続きをお願ひします。
※すでに販売店を通じて交付申請をした人については、左記の手続きは不要です。

▼新規に申請する人
農業機械(トラクター、コンバインなど)および耕作農地面積の証明書が必要です。

町務課と農業委員会から証明書を発行してもらい、印鑑を持参して会津地方振興局までおいでください。

▼昨年継続して申請する人
免税軽油使用者証、昨年度の免税軽油の引き取りと使用についての報告、免税軽油の納品書および印鑑を持参して会津地方振興局までおいでください。

なお、使用者証の有効期限が23年11月30日以前の人または現在使用している機械や田畑の保有面積が昨年と異なる場合は、右記書類と併せて所有農業機械および耕作農地面積の証明書が

猪苗代町乗合タクシーの運行が始まります

町では、交通手段が乏しい地域の人に、自宅から目的地(乗り継ぎヤード)の間を送迎する乗合タクシーを運行する予定です。

これに伴い、現在運行している「町民バス(市沢線)」は3月31日(木)で終了します。

皆様のご理解とご協力をお願いします。

乗合タクシーの詳しい運行内容、予約方法などについては、該当する地区で開催した説明会の資料や配布されたチラシなどで確認してください。

- 予約開始日 4月1日(金)から
- 運行開始日 4月4日(月)から

○運行該当行政区・集落

地区名	行政区名(または集落名)
猪苗代地区	諏訪前、今泉、見祢、祢次、見祢山、葉山、スキー場、千貫
翁島地区	五十軒、西真行、大在家、行津、押立、土田、戸ノ口、三本木、不動、磐根、砂川、天鏡台温泉
千里地区	西館、島田
月輪地区	餉沢、空窪、田子沼、川崎、夷田、中目
長瀬地区	東館、白津、内野、第1レークランド、明戸、下館、志津、荻窪、水沢
吾妻地区	小水沢、小田、市沢、大島原、ホナリ、上中ノ沢、西高森、横向、蒲谷地、金堀、沼尻温泉

- 乗車料金 1回(片道)の運賃 1人500円(全地区)

※乳幼児(小学校入学前の子ども)は無料です。
身体障がい者手帳(赤)、療育手帳(青)、精神障がい者保健福祉手帳(赤)をお持ちの人は半額となります。付き添いの人は手帳を持っている人1人につき1人まで半額とします。

- 運行日時 平日だけ運行

午前2便 (乗り継ぎヤード着 8時30分便、10時30分便)
午後2便 (乗り継ぎヤード発 1時30分便、3時00分便)
※千貫地区と長瀬地区の午前便は、午前8時30分便と路線バスの運行時間が重複するため、10時30分便だけの運行になります。

目的地(乗り継ぎヤード)

- ・こぼほん(旧小林書店)
- ・猪苗代町役場
- ・町立猪苗代病院
- ・JR猪苗代駅

各地区と乗り継ぎヤードを往復運行します

●乗合タクシーを利用するには事前登録が必要です。登録を希望する人は企画財務課に連絡してください。

●予約センター ☎(62) 3335 (FAX 兼) ●問い合わせ先 企画財務課 ☎(62) 2112

自動車

自動車の手続きなどはお済みですか

普通自動車・軽自動車の登録(移転・変更・まつ消)はお済みですか。
自動車税・軽自動車税は、毎年4月1日現在で運輸支局・軽自動車検査協会などに登録されている名義上の所有者(割賦購入の場合は使用者)に課税されます。例年、「持っていない車の納税通知書がきた」「納税通知書がこない」などの多くのトラブルが発生しています。
納税通知書が間違いなく届くように、次に該当する人は3月31日までに登録手続きを済ませましょう。

必要です。
▼農作業受託について
「農作業のうち基幹的な作業(専ら機械を使用して実施するものをいう)のすべての委託を受けて農作業をする人」も免税軽油の使用対象者となります。
▼問い合わせ先
福島県会津地方振興局 県税課 課税第二課 ☎(29) 5264

登録(移転・変更・まつ消)の手続き窓口

普通自動車	乗用車・トラック・大型オートバイなど	福島運輸支局 ☎050(5540)2015
軽自動車	黄色または黒ナンバーの四輪もしくは三輪の自動車	軽自動車検査協会福島事務所 ☎024(546)3222
小型二輪車	排気量250ccを超える二輪車	福島運輸支局 ☎050(5540)2015
軽二輪車	排気量125ccを超え、250cc以下の二輪車	福島軽自動車協会 ☎024(546)2577
原動機付自転車 小型特殊自動車 (農作業用・その他)	排気量125cc以下の二輪車もしくはトラクター・コンバイン・フォークリフトなど	猪苗代町役場税務課 ☎(62)2113

- ①住所が変わった
- ②自動車・軽自動車を人に譲った(所有者が変わった)
- ③廃車した
- ④自動車・軽自動車の所有者使用者が死亡した など

閲覧・縦覧

課税台帳などの閲覧と縦覧について



印鑑は忘れずにお持ちください。代理の人は委任状と身分証明書などが必要です

23年度の固定資産課税台帳の閲覧を実施します

▼閲覧期間 4月1日(金)から5月2日(月)まで
(ただし土曜日・日曜日・祝日は除きます)
▼閲覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで
▼閲覧場所 猪苗代町役場 税務課内(1階)
▼その他
①閲覧の際には印鑑(認印で結構です)が必要です。
②代理(本人および同居の家族以外)の場合は、委任状と代理人本人を確認できる書類(運転免許証など)を持参してください。

③閲覧期間中は、納税義務者本人の固定資産課税台帳の閲覧や名寄帳の写し(コピー)の交付を、無料で受けることができます。
土地および家屋価格等縦覧帳簿の縦覧を実施します

町内に土地または家屋を所有し固定資産税を納税している人は、それぞれ町内の他の土地や家屋の価格などについて、土地価格等縦覧帳簿や家屋価格等縦覧帳簿で縦覧することができま(ただし、個人情報保護のため所有者名、納税義務者名は記載しておりません)。

▼縦覧期間、時間、場所
課税台帳の閲覧と同じ
▼縦覧できる人
町内に所有する土地または家屋がある納税者
縦覧の際には印鑑(認印で結構です)が必要です。

※縦覧の際は縦覧を希望する土地・家屋の所在地番が必要です。所有者名、納税義務者名による申し込みはできません。
※コピーなどの交付もできませんので、あらかじめご了承ください。

▼問い合わせ先
税務課 賦課業務 ☎(62) 2113

公表します

町職員の給与

町職員の給与・定員管理などについて、町民の皆さんに理解していただくため、給与の状況や定員適正化計画の進捗状況などをお知らせします。

(特に記載がない場合は、22年4月1日現在)

●総務課 行政管理業務 ☎(62)2111

住民基本台帳人口(22年3月末)	歳出額(A)	実質収支	人件費(B)	人件費率(B/A)	参考20年度の人件費率
16,272人	73億2,657万4千円	2億2,341万9千円	14億8,567万8千円	19.2%	17.78%

(注)人件費には特別職に支給される給料、報酬などを含みます

職員数(A)	給与費				1人当たり給与費(B/A)
	給料	期末・勤奨手当	その他の手当	計(B)	
153人	5億8,102万7千円	2億2,011万4千円	9,864万5千円	8億8,168万6千円	576万3千円

(その他の手当に退職手当は含んでいません。職員数は22年3月31日現在)

区分	給料	扶養手当	調整手当	計	平均年齢
一般行政職	325,500円	22,000円	—	347,500円	43.0歳
技能労務職	304,700円	13,600円	—	318,300円	54.6歳

区分	初任給	経験年数10年	経験年数20年	経験年数30年
大学卒	172,200円	258,200円	336,800円	410,911円
高校卒	140,100円	220,300円	300,800円	378,100円

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
標準的な職務内容	主事	主事	主査	課長主任主査	課長	課長	
職員数(人)	4	14	53	29	4	1	105
構成比(%)	4.0	13.0	50.0	28.0	4.0	1.0	100.0

(注)1. 町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2. 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

区分	支給別支給率		計
	6月期	12月期	
本年度	1.95月分	2.0月分	3.95月分
前年度	1.95月分	2.2月分	4.15月分
国の制度	1.95月分	2.0月分	3.95月分

(注)ただし、本年度は減額(4月給料月額×9.95月×3%)して支給しています。

区分	勤続20年	勤続25年	勤続35年	最高限度額	その他の加算措置など
支給率	30.55月分	41.34月分	59.28月分	59.28月分	勤奨退職時4～8号給一定率1年当たり2%を超えない範囲内加算20%限度
国の制度	30.55月分	41.34月分	59.28月分	59.28月分	一定率1年当たり2%を超えない範囲内加算20%限度

区分	全職種
職員全体に占める手当支給職員の割合	18.2%
支給対象職員1人当たり平均支給年額	29,628円
手当の種類(手当数)	6
代表的な手当の名称	支給額の多い手当 児童福祉業務手当 職員に支給されている手当 税務等業務手当、現場作業手当、児童福祉業務手当、健康指導業務手当

時間外勤務手当	支給総額	24,510千円
職員1人当たり支給年額		146千円

区分	内容	国の制度との異同
扶養手当(月額)	配偶者・・・・・・・・・・13,000円	同
	子・父母など・・・・・・・・・・6,500円	
	配偶者のいない職員の1人目・・・・・・・・11,000円 16～22歳の子(加算)・・・・・・・・5,000円	
住居手当(月額)	アパートなどの場合最高限度額・・27,000円	異
通勤手当(片道2km以上の場合・月額)	交通用具使用の場合・・通勤距離により2,500～48,400円の範囲内 バス、電車の場合・・・・・・・・運賃相当額	異

区分	給料月額など	区分	給料月額など
給料	町長 632,000円	報酬	議長 289,000円
	副町長 564,000円		副議長 234,000円
	教育長 529,000円		常任委員長および議会運営委員長 222,000円
			議員 211,000円
期末手当	町長 (22年度支給割合) 6月期 1.45月分	議員	議長 (22年度支給割合) 6月期 1.45月分
	副町長 12月期 1.50月分		副議長 12月期 1.45月分
	教育長 計 2.95月分		常任委員長および議会運営委員長 計 2.90月分

区分	基準年 19年度(19年4月1日)	22年度(22年4月1日)	予定 24年度(24年4月1日)
職員数	195人	177人	177人
増員	—	—	—
減員	—	18人	18人

部門	職員数	対前年増減数	主な増減理由		
一般行政部門	議会(議会事務局)	3	0		
	総務(総務・企画・財政・戸籍・防災など)	31	▲6	業務減など▲6	
	税務(税の課税・徴収)	13	0		
	民生(高齢者・障害者・児童福祉など)	26	▲2	欠員不補充▲2	
	衛生(廃棄物収集など)	11	1	業務増▲1	
	農水(農林水産業振興)	12	▲1	欠員不補充▲1	
	商工(商工・観光振興)	8	1	業務増▲1	
	土木(道路・住宅・公園整備など)	12	0		
	特別行政部門	教育(学校教育、社会教育、文化振興など)	33	▲4	欠員不補充▲4
	公営事業	病院	1	▲2	業務減など▲2
水道(上水道)		9	▲1	欠員不補充▲1	
下水道		5	0		
その他(国保・介護)		11	1	業務増▲1	
合計	175	▲13			

注意

「還付金があります」の電話に要注意

県内で、医療費の還付を名目とした還付金等詐欺が発生し、高齢者が被害にあいました。内容は、高齢者宅に市職員を名乗る男から「医療費を払い過ぎていたので払い戻す」と電話があり、携帯電話とキャッシュカードを持ってATMに行き、指定された口座にお金を振り込んでしまったというものです。

「還付金詐欺」の被害にあわないために

- ・保険料の還付や高額療養費の支給などのため、被保険者に電話だけで連絡することは絶対ありません。
- ・保険料の還付や高額療養費の支給などのため、金融機関の現金自動預け払い機(ATM)の操作を求めることは絶対ありません。
- ・保険料の納付のため、金融機関の口座を指定して振り込みを求めることは絶対ありません。



電話で「還付金があります」などの連絡があったら

- それうそかも?
 - そ相談する
 - 振り込む前に警察に相談する
 - 振り込む前に家族に連絡する
 - ううのみにしない
 - 電話の相手の話をうのみにしない
 - そ送金しない
 - (エクスバックや宅配便で送金しない)
 - か確認する
 - (名乗った本人・役所に確認する)
 - ももう一度確認する
 - (振り込む前にもう一度確認する)
- 不審な電話や訪問があった際は、広域連合に問い合わせてください。
- ▼問い合わせ先
福島県後期高齢者医療広域連合
☎024(528)9025

町の優良堆肥を販売します

「有機の里構想」に基づき、資源循環型農業の実現を目指す町優良堆肥製造施設では、町内で発生した家畜のふん尿、生ごみや下水汚泥などのバイオマス資源を堆肥化した肥料を皆さんに販売しています。



トラックで運んだ肥料を散布機(マニアスプレッター)に積み、農地に散布している様子。23年度中の購入者には無料で配送と散布を実施します。

- 普通肥料(下水汚泥)の主要な成分含有量
 - ・窒素全量 2.7%
 - ・りん酸全量 5.7%
 - ・カリ全量 0.7%
 - ・炭素窒素量 5 (C/N比)
- 販売形態は、
 - ・バラ堆肥 (1キログラム当たり5円)

- 特殊肥料(牛ふん+生ごみ+もみ殻)の主要な成分含有量
 - ・窒素全量 1.1%
 - ・りん酸全量 1.4%
 - ・カリ全量 1.6%
 - ・炭素窒素量 20 (C/N比)
- 販売形態は、
 - ・バラ堆肥 (1キログラム当たり5円)
 - ・ペレット (15キログラム入り小袋:180円)
 - ・バラ (10キログラム入り小袋:120円)
- 販売方法

23年度中に肥料を購入する人には、無料で配達と散布を実施しますので、ぜひご利用ください。トラックの搬入路や急傾斜地などで、配達や散布ができない場合もありますので、ご了承ください。
- 注文方法

町優良堆肥製造施設に電話で申し込んでください。 ☎080(3190)3273
- 支払方法

J Aの口座引落または役場の納付書でお支払いください。詳しくは、町優良堆肥製造施設まで問い合わせてください。